

甲府市遠隔手話サービス利用規約

甲府市遠隔手話サービス提供事業は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとします。

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、水曜日は午後1時00分から午後5時00分までとします。

(2) サービスの提供者

サービスの提供は、甲府市が直接実施するものとし、市の専任手話通訳者が対応します。

2 サービスの内容等

(1) サービスの内容

このサービスは、通信機器のビデオ通話機能を利用して、聴覚に障がいをお持ちの方等と手話通訳者との通話を提供するもので、新型コロナウイルス等の感染症流行時や災害時及び緊急時など、対面による手話サービスが困難な場合にご利用いただけます。

(2) サービスの提供条件

次に掲げるような内容については、サービスの提供ができないものとします。

ア 宗教・政治・商用又はそれらに類する目的のもの

イ おおむね15分を超えるものや高頻度の利用のもの

ウ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と甲府市が判断したもの

なお、これらの状況が続く場合には、利用登録を抹消する場合があります。

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、甲府市内に居住する聴覚に障がいをお持ちの方等とします。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

4 サービスの利用登録等

サービスを利用しようとする者は、事前に利用登録が必要となります。甲府市遠隔手話サービス利用登録申請書（第1号様式）を障がい福祉課へ提出し、登録手続きを行ってください。また、登録内容に変更がある場合は、甲府市遠隔手話サービス利用登録変更届出書（第2号様式）を、登録を抹消する場合は、甲府市遠隔手話サービス利用登録抹消届出書（第3号様式）を障がい福祉課へ提出してください。

5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等にかかる通信料は、利用者負担となります。なお、スマートフォン等からのビデオ通話の利用は、パケット通信料が高額になる場合があります。事前にスマートフォン等に関する料金プランやご利用方法をご確認ください。

6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で利用することができる「Skype（スカイプ）」を利用登録するものとし、利用者は、自ら利用環境を整えるものとします。

また、ソフトウェアの設定及び利用については、アプリケーションの利用規約に基づき、利用者の責任でご利用ください。甲府市は、アプリケーションの機能、安全性については保証しません。

7 その他

このサービスは、モバイル通信（いわゆる4G・LTE通信）等を利用するため通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また、専任手話通訳者が外出中や直接窓口へ来られた方の対応等によりサービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供できない場合でも一切の責任は負いません。